

かつだより



🥍 消費者被害を防ぎましょう!🛂

認知症などにより判断能力が低下した高齢者の方は、悪質商法の被害など、権利侵害にあ いやすい状況にあります。地域包括支援センターでは、関係機関と協力して、消費者被害に あわないための情報提供など、消費者被害未然防止に向けた普及啓発に取り組んでいます。



つけこんできます!



豪雨や台風などの災害が起こると、それに便乗した悪質商法によるトラブルが多発します!

点検商法

"無料点検"と言って訪問し「今すぐ工事しないと 危険」などと不安をあおり契約を急がせる。



本当に工事が必要か考える 知り合いや地元の工務店に相談。

定期購入トラブル

通信販売で"お試し無料"など強調した広告に 惑わされ、『定期購入が条件』と小さな文字に 気づかずに申し込んでしまう。



通信販売はクーリング・オフの 対象外。

注文する前に必ず契約内容を確認。

保険金に関する詐欺



損害保険などの保険請求の手続き代行を依頼する と、高額な手数料を請求される。



保険の請求は手数料なしで自分で できる。

契約中の保険会社に連絡する。

被害にあわないためのキーワード

悪徳業者は『う・そ・つ・き』



「ただ」(無料)より高い物はない うまい話を信用しない!

無料点検などにつられ、安易に自宅にいれないようにしましょう。

|相談する!

- 一人で判断せず、家族・知人・相談機関に相談しましょう。
- つられて返事しない!すぐに契約しない! ➡ 言葉巧みにせまってきます。すぐに契約しない ようにしましょう。
 - きっぱり!はっきり!断る! ⇒ 言葉巧みにすぐに契約するようにせまってきます。

'>判断能力が十分でなくなってきたら・・・

お金の管理やサービスの契約などが難しくなった場合は、家庭裁判所に選任された後見人等が 支援してくれる成年後見制度などがあります。専門の相談機関として、久留米市成年後見センターも設置 されています。

久留米市成年後見センター 住所:長門石1丁目1番34号 TFI:0942-30-2732

相談先

地域で気になる高齢者の方がいたら、お気軽にご相談ください。

久留米市地域包括支援センター(裏面記載)

次回、1月号では『認知症に関する普及啓発』の内容についてお伝えします。

発行:一般社団法人くるめ地域支援センター

くるめ地域支援センター





http://www.hokatu-kurume.or.jp/